

福崎町長選挙不当捜査事件 警察による違法な「後援会つぶし」の真実を知ってください

Q & A “いったい、この町でなにが起きているの？”

Q1

選挙違反で捜査してるのでホント？

選挙違反などだれもしていません。

みなさんは、後援会員に後援会だよりを送ることが「犯罪」だと思いますか。たとえば、候補者の仲間が「後援会をつくるう」と、周りの人に参加を呼びかけたところ、多くの人が入会申書に名前と住所を書いて家族を紹介してくれたとします。そして後援会だよりで事務所のご案内も送り、選挙本番では、支援を広げようと会員に呼びかけたとします。これは保守・革新を問わずどの政党も、また、無所属の人もやっている当たり前の活動です。

後援会の内部行為は公職選挙法でも規制されていないからです。ところが警察は、告示直後から後援会員の家に行き「違法な文書だ」と言つて後援会だよりを回収し、その上、「私は後援会員ではありません」と書いた書面にサインをさせてまわっているのです。こうした調書を後援会員から集めて、後援会だより後援会員でない人に《無差別に配った事件》にしようとしているのです。

Q2 ホントに警察がそんな悪いことするの？

「選挙妨害」「後援会つぶし」の現場を住民が目撃、体験しています。ある人は、「投票所を出たら、そこに刑事が待つていて、『誰に投票したか、橋本か』と聞かれた。他の人も聞かれていた。こんなのおかしい」とも話しています。これらは選挙妨害・後援会つぶしで、まるで江戸時代の「踏み絵」です。

警察法第2条は、「(警察は) 不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干涉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と定めています。こうした検査こそ、「公務員の職権濫用による選挙の自由妨害罪（最高禁錮4年）」です。

Q3 警察に行ってキチンと説明すればいいのに？

警察は説明を聞きません。

多くの人は警察に行つて正当な後援会活動だと説明すれば済むのではと思われるでしょう。しかし、2006年に警察から流出した「被疑者取調べ要領」という警察学校の内部文書では、「被疑者の言うことが正しいのではないか」という疑問を持つてはならない」「被疑者は朝から晩まで取り調べ室で調べて弱らせよ」と教育されており大問題になりました。こうした検査は今でも行われています。

後援会の役員がいくら説明しても調書はつくらず、「役員が《謀議》して後援会員でない人に無差別に送つた」という警察の筋書きに使える調書しかつくりません。残念ながら、警察は物分りよく話を聞くところではなく、多くの人が無実の罪で有罪にされているのが現実です。

Q4 わたしたちは、どうすればいいの？

何も悪いことをしていない人たちを励まして。

警察はこの2ヶ月、後援会役員にほとんど毎日、呼び出しをして関係者を「(前出)弱らせよう」としています。後援会を手伝つただけの人や家族、住民は、恐怖を感じながら暮らしています。これは他人事ではありません。

警察の事情聴取は義務ではありません。きっぱり拒否しましょう。

みんなで不当捜査をやめさせて、市民のための警察にかえましょう。

日本国民救援会 兵庫県本部 E-mail hygenkai@agate.plala.or.jp

〒650-0022 神戸市中央区元町通6-6-12 / TEL078-351-0677 / FAX078-371-73

【日本国民救援会とは?】思想や信条を超えた幅広い市民の力で人権を守ろうと1928年(昭和3年)、設立戦前は小作争議、労働争議の弾圧犠牲者や、戦争に反対して投獄された人々を支援。山田洋二監督の映画作にも治安維持法の犠牲者を救済する団体として登場。戦後は4つの死刑再審事件などの冤罪事件を支7都道府県本部と400以上の支部があり、救援新聞を発行。約5万人の会員が日本国憲法と世界人権宣言活動をしています。国際人権活動日本委員会に加盟し、国連NGOとして国連経済社会理事会との特殊協

76

された民間団体。
「かあべえ」の原
著。本部東京。4
月の実現をめざす
資格を取得。

**福崎町長選挙
不当検査事件**

**県警と福崎警察の不当な検査をやめさせ
言論表現の自由を守りましょう**

日本国民救援会 兵庫県本部 〒650-0022 神戸市中央区元町通1-6-12

電話 078-351-0677 E-mail hyqenkai@agate.plala.or.jp

福崎町長選挙の不当検査をやめさせる会

呼びかけ人 〒679-2202 福崎町八千種2471 嶋田 正義 電話 0790-22-7672

選挙のさなかからの異常な検査、投票日当日にも

2015年12月に行われた、福崎町長選挙のさなかから県警と福崎警察は、町内のほとんどすべての世帯に不当な聞き込み調査をはじめ、投票日当日にも有権者宅に訪問調査を行うなど異常な検査が続けられました。

選挙が終わると後援会役員と嶋田前町長への呼び出し（任意同行）を始めました。それぞれ断っているにもかかわらず、執拗に連日の呼び出しが続けられています。

人権侵害の不当検査

これは「後援会活動に対する不当な介入で、選挙そのものに警察がなりふり構わず介入した例といえる。選挙期間中にも、選挙後も、「あなたは後援会員ですか」などと警察官が尋ねること自体、不偏不党でなければならないとする警察法第2条を逸脱した行為で人権侵害」です。

今回の「検査」は正当な後援会活動を敵視したもので、憲法21条の“集会、結社、言論の自由を保障すること”の定めに反するものです。「今回の検査は、正当な検査ではなく後援会役員や後援会員、支持者への脅迫・嫌がらせを目的にしたもの」というべきです。

このように公選法を理由としたこうした検査権の濫用は、警察法違反であり、日本国憲法21条（言論表現の自由・通信の秘密）と国際人権規約、拷問禁止条約に違反する行為です。

憲法 第21条 集会、結社及び演説、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検査は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

警察法 第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、（以下略）

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

みなさん、一日も早くこうした検査をやめさせ、平穡な生活をとりもどしましょう。

切り取り紙

「福崎町長選挙の不当検査をやめさせる会」

入会申込書

私は、「福崎町長選挙の不当検査をやめさせる会」に賛同し、入会します。

（上の呼びかけ人の電話番号（0790-22-7672）に電話をいただきましたら受け取りにあがります。）

住所

名前

電話

E-mail

可能な方は、運動資金カンパにもご協力ください。 カンパ **¥**

私のひとこと

■国際自由権規約（日本も批准している国際条約）

第19条（表現の自由）

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。（以下略）

第25条（選挙及び公務への参与）

すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行いう権利及び機会を有する。

- (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。
- (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。（以下略）

■自由権規約は、条文が国内に即時、直接、適用され、違反する国内法は無効となる

- 1) 各国政府の法的義務についての国際的な解釈基準（自由権規約委員会ゼネラルコメント31）
 5. 規約によって認められた権利を尊重し及び確保することを約束すると規定している第2条1項の義務は、すべての締約国に対して即時的效果をもつものである。（中略）
 14. 第2条2項にかかげられている規約の権利実現の要件は、無条件かつ即時的な効果がなければならない。かかる義務の不履行は、国内の政治的、社会的、文化的、または経済的理由によって正当化することはできない。
- 2) 日本国憲法第98条（憲法の最高法規性、国際法規の遵守）

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- 3) 日本政府の見解（自由権規約委員会の第1回日本審査：1981年）

行政当局および司法当局は条約規定との一致を確保するように義務づけられています。諸条約は国内法よりも高い地位をもっているとみなされます。

■エレノア・ルーズベルトのことば（国連・世界人権宣言起草委員会議長）

普遍的人権とは結局、どこから始まるものなのでしょうか。それは身近な小さな場所、それも、あまりに近くて小さいので、どんな世界地図にも載っていないような場所から始まるのです。しかし、この小さな場所こそ、一人ひとりの人間にとての世界なのです。

自分が暮らす地域、自分が通う学校、そして自分が働く工場や農場やオフィス。一人ひとりの男女、そして子どもは、このような場所で差別のない平等な正義、平等な機会、平等な尊厳を求めています。

そこで人権が意味をもたなければ、他の場所でもほとんど意味をもちません。身近なところで人権を擁護する積極的な市民活動がなければ、より広い世界での進歩などとうてい期待できないのです。

国民救援会 報告資料

■日本国憲法

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

■日本の選挙法の歴史

1870年代～	自由民権運動: 国会開設と憲法制定をもとめる国民運動
1889年(明22)	衆議院議員選挙法（公布） : 高額納税者だけが参加できる／選挙運動の規制は無し
1925年(大14)	男子普通選挙法: 25歳以上の男子が参加できる／選挙運動規制の導入
1945年(昭20)	女性参政権（法改正）: 20歳以上の男女が参加できる
1950年(昭25)	公職選挙法（公布）: 選挙運動を原則禁止／事実上の届出・許可制となる
2016年(平28)	18歳選挙権（実施）

■公職選挙法—おかしな制度（言論活動を原則禁止・限定的に許可

第141条の三（車上の選挙運動の禁止）

何人も第141条《自動車、船舶及び拡声機の使用》の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることができない。ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び140条の2第1項《連呼行為の禁止》ただし書の規定により自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすることは、この限りでない。

■選挙・政治活動の自粛例



西宮のこと。

文教住宅都市「西宮」

誰もが住みたい街「西宮」

西宮市の

集大成。

必死です。 西宮のこと。

“シャンフ”!!

3階目は

8年間築いた延縫で

西宮の精緻を。

“ホップ”1階目は
震災からの復旧復興。
“ステップ”2階目は
財政健全と中核市運行。
私たちには挑戦します。

■諸外国ではあたりまえの活動にたいする不当な検査

↓和歌山：下顎骨摘出という重度の言語障害を持つ玉野ふいさんは買い物ついでに候補者のリーフレットを商店の店先に置いただけで公選法違反として起訴された。ふいさんは無罪を主張して堂々と裁判をたたかったが、最高裁に係属中、亡くなつた（裁判にのぞむふいさんと支援者）。



↑89 東京都議選：後援会ニュースを届けた20代の女性を検挙するため約100人もの警官が動員された（写真は政党事務所の家宅捜索）。



↑2012年の養父市議選：元高校教諭から教え子に宛てた手紙が公選法違反とされ、兵庫県警は3年間、関係者に呼び出しを続けた。しかし、時効を迎え不起訴で終結。上は養父警察署に抗議する市民。

↑同養父市の事件：家宅捜索に来た警察官に玄関で抗議する元教諭とその友人。



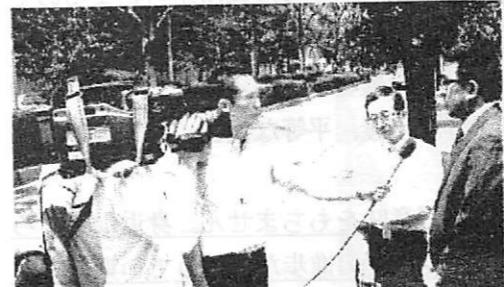
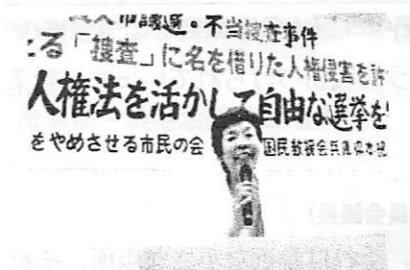
↑東京：住民の声を政治に活かすために区議会議員の住民アンケートをマンションのポストに配り住居侵入罪として逮捕された僧侶。

↑東京：文書をポストに全戸配布しただけで国家公務員法違反で起訴された男性。2012年、最高裁で無罪が確定。公務員の政治活動を制限した最高裁判例を事実上、変更させた。

■「言論の自由をまもう」と、公選法を追いつめてきた、たたかいの歴史

1960年代	各地の <u>地方裁判所・簡易裁判所</u> で違憲無罪判決（70年代までに10件） (正当な言論活動で多数の人が公選法違反として逮捕された時代)
1970年代	憲法違反と明言するのを避けながら <u>弁護側の主張を理解する判決</u> が相次ぐ 「文書制限を緩和せよとの主張は理解できる」76 武山事件 「戸別訪問の政治参加への意義は認められる」77 尾場瀬事件 「当裁判所は戸別訪問禁止をよしとしていない」78 毛利事件 「不当な制限と思うのはまことにもっとも」78 内田事件
1979年	○国際自由権規約を日本批准・同年、 <u>国内法としての効力発生</u>
1980年代	高等裁判所でも違憲無罪判決 最高裁の裁判官にも少数意見「従来の公共の福祉論には説得力がない」 ○国民救援会の国連自由権規約委員会への報告活動はじまる (公選法裁判の数が激減)
1993年	○自由権規約委員会 第3回日本審査「言論制限への懸念」を表明
1998年	○自由権規約委員会 第4回日本審査「懸念」を再度、表明
2008年	○自由権規約委員会 第5回日本審査「言論を制限する法律の廃止」を勧告
2011年	○自由権規約委員会 ゼネラルコメント34（全締約国に示される解釈基準） 「公選法の制限が規約に適合しない」との解釈基準を示す国連文書を採択
2014年	○自由権規約委員会 第6回日本審査 現行法の元でも「いかなる制限の押し付けも中止すること」を勧告
2016年	○国連人権理事会 特別報告者が来日調査 公選法と明記して「公選法の制限は必要」であることを勧告

■人権の国際基準をつくる努力—国連人権機関と市民運動の協同



国連人権機関は各国のNGOや市民に政府や裁判所に対して勧告の実行を求め行動を起こすようよびかけている。上左：国際人権法の学習会。上右：衆院法務委員会で法務大臣に実行を要求。下左：メディアへのアピール。下右：自由権規約委員会のエバット委員が弁護側証人に（2005年大分：大石市議事件）